

医薬審発 0126 第 3 号
令和 6 年 1 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について

毒物及び劇物の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物の容器については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項及び第 4 項において、規制を行っているところです。

しかしながら、先般、走行中の鉄道車両内において、硫酸及び硝酸を漏出させた事故が発生した旨の報道がありました。

毒物及び劇物の容器に係る不適切な取扱いを防止するため、貴職におかれましては、下記事項について、貴管内事業者に対する指導の徹底をお願いします。

記

1 毒物又は劇物に対する飲食物の容器の使用について

法第 11 条第 4 項及び第 22 条 5 項の規定により、毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこととされています。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 40 条の 9 において、毒物劇物営業者が毒物又は劇物を販売・授与するときは、譲受人に対して当該毒物又は劇物の取扱い及び保管上の注意や物理的及び化学的性質等の情報を提供することが定められています。毒物劇物営業者等以外の者に毒物又は劇物を販売・授与する場合は、SDS 等の提供に加えて、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこと等を必要

に応じて口頭で購入者に説明するよう指導をお願いします。

2 毒物及び劇物の運搬時に必要な措置について

法第 11 条第 3 項及び第 22 条第 5 項の規定により、毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物を運搬する場合に、飛散、流出等の防止に必要な措置を講じなければならないこととされています。

前述のとおり、毒物及び劇物取締法施行令第 40 条の 9 においては、毒物劇物営業者が毒物又は劇物を販売・授与するときは、譲受人に対して当該毒物又は劇物の輸送上の注意等の情報を提供することが定められています。特に、毒物又は劇物の性状によっては、保存容器に適さない材質があり、不適切な材質の容器で保存・運搬などを行うと漏洩を起こす危険性があります。そのため、毒物劇物営業者以外の者に毒物又は劇物を販売・授与する場合は、SDS 等の提供に加えて、当該物質の物性、容器素材等を確認した上で、保存・運搬に適した容器を適切に選択することについても、必要に応じて購入者に情報提供するよう指導をお願いします。

なお、毒物及び劇物の運搬に当たっては、他法令等も遵守することもあわせて徹底いただきますようお願いいたします。